

# 工場敷地の再利用に係る都市機能の調和等に関する制度の骨子

## 1 目的

県内工場の移転等により生じる敷地の再利用について、移転等を行う事業者に対して適切な対応を促すことにより、都市機能との調和及び地域産業の持続的な振興を図り、もって地域社会の健全な発展に寄与する。

## 2 対象事業所

生産設備の移設・撤去、又は敷地・建物の譲渡・貸付等により、概ね2ヘクタール以上の敷地面積の生産機能が廃止される工場。

## 3 留意点

要綱施行までに既に行われた移転等には適用しない。

